

◎岡山県告示第五百四十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次とおり指定する。
なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化部循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地の区域

一般廃棄物の最終処分場に係る埋立地

(1) 久米郡美咲町連石字広高下八五八番二の一部、八五八番三の一部、同町下谷字広高下三番の一部、三番一の一部

(2) 久米郡美咲町藤原字カニヤ八三〇番三、八三〇番四

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十三条の二第三号イに規定する埋立地であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に規定する埋立地の区域

一般廃棄物の埋立処分の用に供された場所であつて廃止されたものに係る埋立地
真庭市上中津井字切塞二五五八番一三の一部、二五五八番二二の一部

三 備考

- 1 指定区域の位置の詳細は省略し、指定区域台帳の縦覧をもつてこれに代える。
- 2 一の区域については、令和七年十二月二日における行政区画その他の区域によつて表示されたものとする。